（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第六十七条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務規程） **第一条の六**　（略） ２　登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等（第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。）についての刻印に関する事項 六～九　（略） ３　（略） （業務規程） **第十五条**　（略） ２　登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十一条各号に掲げる機械等（第十八条において「個別検定対象機械等」という。）についての刻印又は刻印を押した銘板に関する事項 六～九　（略） ３　（略）	（業務規程） **第一条の六**　（略） ２　登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等（第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。）についての刻印及び製造時等検査済の印の押印に関する事項 六～九　（略） ３　（略） （業務規程） **第十五条**　（略） ２　登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十一条各号に掲げる機械等（第十八条において「個別検定対象機械等」という。）についての合格の印の押印及び刻印又は刻印を押した銘板に関する事項 六～九　（略） ３　（略）